

7第7号議案

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

このことについて、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和7年3月 25 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の概要

1 改正の概要及び理由

愛知県立中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

愛知県立中学校の職員の勤務時間等に関する事項を定める。

3 施行期日

令和7年4月1日

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十六年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第四号）に基づき、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

旧

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第四号）に基づき、県立の高等学校及び特別支援学校の職員（以下「職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。